

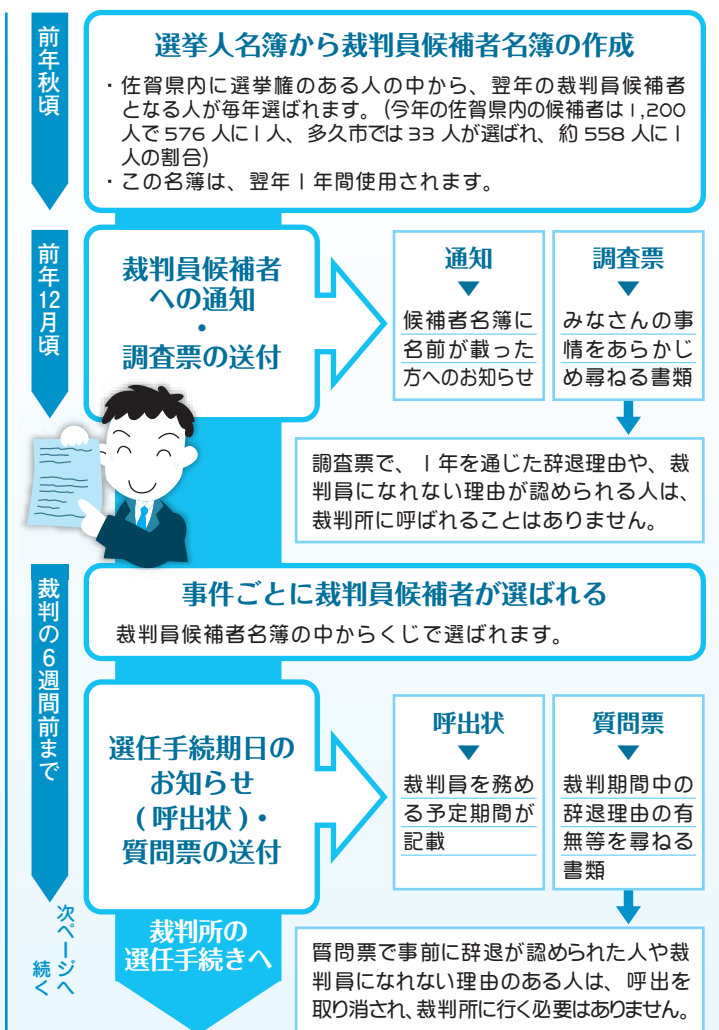
3 どんな人が選ばれるの？

衆議院議員の選挙権を有する方（20歳以上の国民）の中から、無作為に選ばれます。ただし、選挙権のある方でも法律上、裁判員になれない方もいます。



4 どのようにして選ばれ、裁判に参加するのですか？

具体的な裁判員選任の流れは次の通りです。



1 裁判員制度とは？

国民から選ばれた裁判員が地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人の有罪・無罪と有罪の場合の刑の内容を決める制度です。原則として、裁判員6人と裁判官3人が1つの事件を担当します。裁判の進め方やその内容に国民の視点や感覚が反映され、裁判が身近になり、犯罪や社会のことを考えることにつながり、司法への信頼が高まることが期待されています。



5 裁判員を辞退することはできませんか？

基本的にはできませんが、法律等で認められた事情がある場合は、辞退できます。例えば、70歳以上の人、学生や生徒、地方公共団体の議会議員（ただし会期中に限る）、重い病気や傷害により職務ができない場合、親族や同居人の介護・養育、妊娠中や出産直後（8週間以内）、父母の葬式への出席など社会生活上重要な用務があり別の日に行うことができない、事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある、過去一定期間内に裁判員等の職務に従事したり、裁判員候補者等として裁判所に行ったことがある人（辞退が認められた人は除く）など、裁判所が認めれば辞退できます。

裁判員（候補者）として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？

裁判員の仕事に必要な休みをとることは、法律で認められており、雇用者が解雇など不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

6

●特集● いつか、あなたも裁判員に!?

5月21日スタート



学ぼう! 裁判員制度の基礎知識

私たち国民が裁判に参加する裁判員制度が、いよいよ5月21日から始まります。佐賀地方・家庭裁判所によると佐賀県内では、すでに1,200の方々に裁判員候補者名簿への記載通知が送付済ということで、スタートに向けて着々と準備が進んでいます。多久市内でも、33の方々の手元にその通知が届いており、これまでに経験のない新制度の導入だけに、不安や戸惑いも多く、誰の身にも重大な量刑判断をしなければならない日が、いつか訪れるかも知れないのです。

この新制度スタートを間近に控え、基礎知識を身につけておきましょう。